

## 〔しんきん住宅ローン〕

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本国籍を有する方、または在留資格が「永住者」「特別永住者」である方</li> <li>・ 満20歳以上満70歳未満の方（完済時年齢が80歳以下）</li> <li>・ 会社員・公務員は勤務年数が1年以上の方、法人役員・自営業者は3年以上事業をされている方、年金受給者は現に受給中である方</li> <li>・ 安定継続した収入があり、かつ前年の年収が100万円以上の方</li> <li>・ 団体信用生命保険に加入できる方</li> <li>・ 当金庫の営業エリア内に居住または勤務されている方</li> </ul>
お 使 い み ち	<p>一戸建（新築・中古）購入、マンション（新築・中古）購入、一戸建の新築、増改築・リフォーム、土地のみの購入（隣地・底地・家族のための購入）、住宅ローンの借換え等</p> <p>しんきん保証基金が定める基準金額（プラン決定基準額）に対する借入額の割合（借入金額割合）に応じて、次の通りのプランが適用されます。</p> <p>① 住宅プランA 借入金額割合が70%以内の方への保証料優遇商品</p> <p>② 住宅プランB 借入金額割合が90%以内の方へのベーシックな商品</p> <p>③ 住宅プランC ・ 借入金額が前年年収の7倍以内の場合 住宅購入：借入金額割合は110%以内 借換への：借入金額割合は90%超200%以内</p> <p>住宅プランD ・ 借入金額が前年年収の7倍以内の場合 住宅購入：借入金額割合は110%超200%以内 ・ 借入金額が前年年収の7倍を超える場合 住宅購入：借入金額割合は90%超200%以内</p> <p>④ 住宅プランE ・ 借入金額が前年年収の9倍を超える場合 住宅購入：借入金額割合は90%超200%以内</p>
ご 融 資 額	<p>50万円以上1億円以内（1万円単位）</p> <p>※借地上の建物にかかる資金は3,000万円以内となります</p>
ご 利 用 期 間	<p>40年以内</p> <p>※借地上の建物にかかる資金は30年以内、地上権・賃借権に期間の定めがある場合はその残存期間内となります</p>
ご 融 資 利 率	<p>当庫所定の利率</p>
お利息の計算方法	<p>元金均等返済の場合、年365日の日割で計算します</p> <p>元利均等返済の場合、毎月返済の利息は（毎月返済の部分の元金残高×年利率×1/12）で計算し、半年毎の増額返済の利息は（半年毎の増額返済の部分の元金残高×年利率×6/12）で計算します。尚、借入日から第1回返済日までの期間中に1ヶ月未満の端数日数がある場合、その端数日数については1年を365日とし日割で計算します</p>
ご 返 済 方 法	<p>元利均等分割返済、元金均等分割返済（ボーナス返済併用も可能です）</p>
保 証 人 ・ 担 保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般社団法人しんきん保証基金が保証します</li> <li>・ ご融資対象物件を担保として第一順位の抵当権を設定します</li> <li>・ 土地・建物の所有者は、連帯保証人に加入していただく場合があります</li> <li>・ 所得合算を行う場合、合算者は連帯債務者または連帯保証人に加入いただく</li> </ul>

	きます
そ の 他 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別途、保証料が必要です</li> <li>・火災保険にご加入いただき、質権を設定させていただきます</li> <li>・年収合算者の年収の100%を上限に、申込人の年収に所得合算できません ※ただし、次の全ての条件に該当する方のうち、いずれか1名 <ul style="list-style-type: none"> <li>①申込人と同居中または同居予定の配偶者、親（配偶者の親を含む）、子（子の配偶者を含む）、同性パートナー</li> <li>②申込時および実行時年齢が満20歳以上満70歳未満の方</li> <li>③安定した収入があり、今後も継続性が見込まれる方（契約社員、嘱託社員、派遣社員、パートも可）</li> <li>④連帯保証人・連帯債務者となれる方</li> </ul> </li> </ul>
必 要 書 類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・源泉徴収票、公的機関発行の所得証明書 自営業者の方：税務署の受付印のある確定申告書（控）・青色申告決算書、納税証明書その1、その2（3年分）、その3．法人役員は税務署受付印のある法人決算書</li> <li>・見積書、設計図、仕様書等、工事請負契約書、売買契約書等（写）</li> <li>・土地・建物の不動産登記簿謄本（前面道路を含みます）</li> <li>・建築確認通知書、公図または実測図、地積測量図、建物図面等（写）</li> </ul>